文化

家族制度に介入 支配の本質

東アジアの時代
第3部「韓国併合」100年

③ 創氏改名

水野 直樹
京都大人文科学研究所教授

今も影落とす当局のもくろみ

〈大衆小説家として一世を風靡した梶山季之は植民地朝鮮の生まれで、初期に創氏改名を扱った短編「族譜」（初出・1952年）を書いている。主人公は植民地の役所に勤め、朝鮮人に創氏改名を促す仕事につくが、力が入らない。ある日上司に呼び出され、こんなやりとりになる。

「創氏改名はあくまで自発的な行為にまつべきだと書かれていたと思います」「莫迦を云っちゃいかん… 半ば強制せにゃァ朝鮮人はついてこんのだ！」〉

自発的を強制

創氏改名については「強制ではなかった」と言われることがある。麻生太郎元首相は自民党政調会長時代、「朝鮮人が名字を欲しいと言ったから与えた」と話した。一方で「無理やり日本名にさせられた」「戸籍を勝手に書き換えられた」という指摘もある。いずれも事実に基づかず、思い込みからの発言だ。小説「族譜」には事実誤認に基づく記述もあるが、日本の朝鮮総督府は「創氏改名は自由」と言いながら、実際には「自発的な届け出の強制」に手を尽くしていたことを正しく描いている。

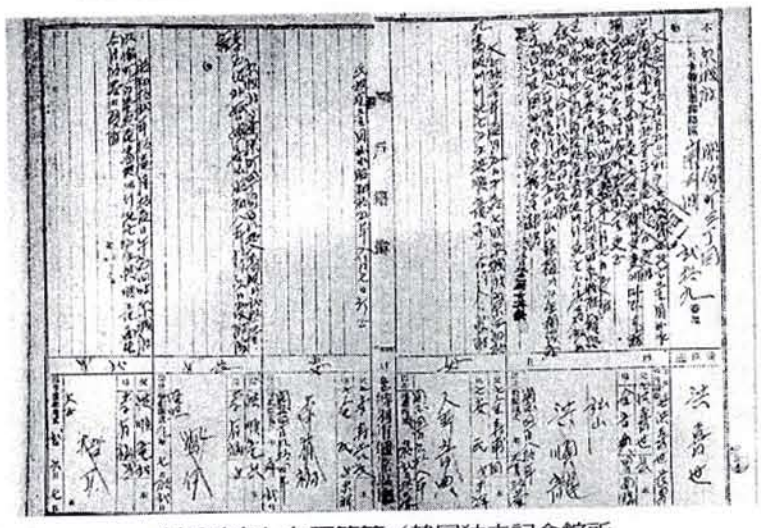

創氏改名した戸籍簿（韓国独立記念館所蔵、平和のための戦争展実行委員会提供）

〈朝鮮と日本の家族制度は大きく異なる。朝鮮には家の称号である氏はない。朝鮮人の名前は宗族集団（氏族）の始祖の出身地を表す本貫と、姓、名の三要素で構成され、それらが戸籍に記入される。本貫は名前の一部と見なされる。姓は男系の血統を示し、父親の姓を継ぎ一生変わらない。結婚しても女性が夫の姓を名乗ることはない〉

朝鮮の男系血統に基づく宗族集団の結びつきは強固で、日本の朝鮮総督府にとっては、朝鮮の家族制度は植民地支配に都合が悪いものだった。当時の日本は天皇の下に臣民としての家長と各家があるとしていたが、朝鮮の血族中心主義は、天皇への忠誠心を朝鮮人にも植え付けようとした総督府には目障りなものだった。

日本は朝鮮の家族制度を変え、社会そのものを根本的に変えようとした。だが本来、家族制度は外からの力で短期間に変えることなどできない。社会のありかた、個々人の生き方にかかわる問題。それを変えることができると思いこんだ点に、植民地支配の問題の本質が表れているのではないだろうか。

〈「内鮮一体化」「皇国臣民化」を掲げる同化政策の一環で、朝鮮人を労働者、兵士として動員するための準備でもあった。総督府は朝鮮人の批判、抵抗に対し厳しい態度で臨んだ。しかし同化政策の一方、日本人の名字をそのまま使わないよう指導も行った。総督府は創氏改名に熱心だったが、警察当局は取り締まりのために日本人と朝鮮人を名前で区別できるようにしたいと考え、朝鮮に住む日本人も優越的な地位を守りたかった。日本の支配当局は同化と差異・差別化を同時に進めようとした〉

創氏改名が実施されたのは1945年までの5年間で、宗族集団の力は保たれた。権力と権威によって朝鮮社会を変えるという植民地支配当局のもくろみは成功しなかった。しかし、日本名が法的には本名とされたことが、今もさまざまな場面に影を落としている。

日本の戦争には多くの朝鮮人が兵士、軍属として動員され、炭坑や建設現場、軍事工場などでも働かされた。こうした戦争犠牲者の名簿は日本名でしか残っていない。本人や家族が名簿上の人とつながりがあると証明するためには、大変な苦労が強いられる。また、創氏改名が実施された当時に学校に入学、卒業した人たちの卒業名簿もいまだに日本名で記載されている。韓国人の同級生同士が、日本名で名乗らないとお互い、誰が誰だか分からない、という実態もある。

扱いは難しく

その意味でも、創氏改名は韓国でも扱いが難しい問題だ。いろいろな思いがあるが、8割の人が創氏を届け出たのだから、単純に「創氏は対日協力」として批判もできず、祖父母や親の世代に創氏したかどうかには触れたくないと考える人々が多い。表だたないが、日本の植民地支配の傷跡といえるだろう。

（聞き手　日比野敏陽）

次回は16日付掲載です

みずの・なおき　1950年生まれ。専門は朝鮮近代史、東アジア関係史。著書に「創氏改名」、編著書に「日本の植民地支配」などがある。

創氏改名　朝鮮半島の伝統にはない「氏」（家の称号）を作らせるとともに、名前を「日本風」に改めさせた植民地政策。1940年2月11日から実施され、同日から6か月の期間内に氏を設定し届け出ることを義務付けた。これに対し期間内に約80%が届け出た。